

## ロシア連邦によるウクライナに対する侵攻及び原子力発電所への 攻撃などに強く抗議する会長声明

本年2月24日、ロシア連邦（以下「ロシア」という。）は、ウクライナに対し、軍事侵攻を開始しました。この軍事侵攻によって、ウクライナでは民間人にも死傷者が発生し、国外避難を余儀なくされた人々も多くいます。また、ロシア政府は、核戦力を運用する部隊に特別態勢をとることを命じるなどあからさまに核戦力による威嚇を行いました。さらに、ロシア軍はチェルノブイリ原子力発電所を占拠したり、廃炉作業を維持するための送電線を破壊したり、ザポリージャ原子力発電所等を攻撃するなどしました。

国連憲章は、国際関係における武力による威嚇又は武力の行使を禁じているところ（第2条第4項）、このたびのロシアによる軍事侵攻は武力行使及び武力による威嚇そのものであり、ウクライナの領土主権を侵害するというだけでなく、ウクライナの国民の生命・身体・財産を侵害するものであって許されません。また、原子力発電所を攻撃の対象とすることは、それにより原子力災害が発生し重大な被害をもたらすおそれがあることは言うまでもないことですが、島根県には原子力発電所が立地するため、原子力発電所を攻撃の対象としたことに対し特に大きな危機感を覚えています。

日本国憲法は「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」（第9条第1項）、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有すること」（前文）を確認しています。今回のロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、国際平和を破壊し、全世界の人々を恐怖に陥れ、平和のうちに生存する権利を脅かすもので、許されません。

よって、基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士会の使命に基づき、当会は、ロシアに対し、ウクライナへの軍事侵攻及び原子力発電所への攻撃などについて強く抗議致します。

2022（令和4）年5月2日

島根県弁護士会

会長 光 谷 香朱子